

太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を
公布する。

平成29年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第21号

太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置工事（第3条—第14条）
- 第3章 給水（第15条・第16条）
- 第4章 料金及び加入金（第17条—第25条）
- 第5章 貯水槽水道（第26条）
- 第6章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、太子水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める太子水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置工事

（給水装置工事の申込み）

第3条 条例第10条第1項の規定による申込みは、給水装置工事申込書（別記様式）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議し、承認を得なければならない。

- (1) 貯水槽水道の設置を必要とするとき。
- (2) 配水管等の布設を伴うとき。
- (3) その他企業長が協議を必要とするとき。

（利害関係人の同意書等の提出）

第4条 企業長は、条例第10条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類の提出を求めるものとする。

- (1) 他人の土地を通過して給水装置を設置するとき 当該土地の所有者の承諾書
- (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 当該給水装置の所有者の承諾書
- (3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書

2 前項各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるときは、工事申込者に対し、当該申込みに係る建築物の確認通知書等の提示を求めることがある。

(給水装置工事の施行範囲)

第5条 条例第11条第1項に規定する給水装置工事の施行の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで

(2) 貯水槽水道を設けるものにあつては、貯水槽水道への給水口まで

2 前項第2号に掲げる場合においては、貯水槽水道以下の設計図面を併せて提出しなければならない。

(給水装置の構造及び材質)

第6条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓、水道メーター(以下「メーター」という。)等をもって構成する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないものとする。

2 給水装置には、メーターボックスその他付属用具を備えなければならない。

3 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

4 給水管は、企業団の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

5 給水管には、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプを直結させてはならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 条例第13条の規定による指定及び同条第2項の規定による指示は、企業長が別に定めるところによる。ただし、道路管理者の掘削許可又は占用許可に特記条件等がある場合は、当該特記条件等によるものとする。

(給水の方式)

第8条 給水の方式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 直結直圧方式(配水管の水圧のみで、給水栓まで直接給水する方式をいう。)

(2) 貯水槽水道(配水管からの水を貯水槽に受けた上で、当該貯水槽から給水する方式をいう。)

2 前項各号に掲げる給水の方式は、給水装置ごとに水の使用量及び使用箇所等を勘案し、企業長が決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及び箇所において給水装置を使用し、又は所有するときは、貯水槽水道とする。

(1) 3階以上の建築物。ただし、企業長が必要でないとする場合を除く。

(2) 一時に多量の水を使用する箇所

(3) その他企業長が必要とする箇所

(給水管の口径)

第9条 配水管の取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量その他の事情を考慮して企業長が定める。

(設計審査)

第10条 条例第11条第2項の設計審査は、第3条第1項の申込書に基づき、条例第12条に規定する給水装置の構造及び材質の基準並びに条例第13条に規定する給水管及び給水用具の指定、施行方法等の基準への適否を確認することをいう。

2 指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）は、条例第11条第2項の設計審査を受けるため、第3条第1項の申込書に設計図を添えて、企業長に提出しなければならない。

(工事検査)

第11条 条例第11条第2項の工事検査は、前条第1項に規定する基準等に適合した申込書に基づく施行の適否を確認することをいう。

2 指定事業者は、条例第11条第2項の工事検査を受けるため、工事竣^{しゅん}工後速やかに別に定める申請書を企業長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、工事検査の結果補修を求められたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて工事検査を受けなければならない。

(無償譲渡)

第12条 条例第14条の規定により工事申込者の費用負担で施行した給水装置工事について、配水管への取付口から敷地境界線までの給水装置並びに止水栓及びメーターの装置は、当該給水装置工事の工事検査後に企業団に無償で譲り渡すものとする。

(工事費の算出方法)

第13条 条例第15条第3項の工事費の算出に関し必要な事項は、次に掲げるところによる。

(1) 材料費は、使用材料の数量に企業長が別に定める材料単価を乗じて得た額とする。

(2) 労力費は、原価計算基準（昭和37年大蔵省企業会計審議会公表）に定める賃金額とし、実際の作業時間又は作業量に賃率を乗じて計算する。

(3) 道路復旧費は、道路管理者が定める額とする。ただし、企業長が

仮復旧工事をする場合は、これに要する実費額を加算する。

- (4) 間接経費は、必要な事務に要する費用とし、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、企業長は、その額により難いと認めるときは、乗率を減ずることがある。

(工事の変更及び取消し)

第14条 工事申込者は、給水装置工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 条例第16条第1項の規定により工事費の概算額を納期限までに前納しないときは、給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

3 前2項の規定による給水装置工事の変更又は取消しにより生じた損害は、工事申込者の負担とする。

第3章 給水

(メーターの設置等)

第15条 メーターは、次の各号のいずれかに該当するときに設置する。

(1) 専用給水装置又は共用給水装置ごとに1個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要と認めるときは、1の建築物に2個以上のメーターを設置することがある。

(2) 貯水槽水道を設けるものについては、貯水槽水道ごとに1個とする。

2 条例第21条第1項の保管者は、メーターの設置場所にその点検又はその機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

3 前項の規定に違反したときは、保管者に原状回復を命じ、履行しないときは企業団が施行し、その費用を保管者から徴収するものとする。

4 企業長が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させることがある。

(給水装置及び水質の検査の請求)

第16条 条例第24条第2項の規定により、特別の費用の実費額を徴収するときは、次に掲げるときとする。

(1) 給水装置について、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質について、色及び濁り並びに塩素の残留結果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

2 企業長が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

第4章 料金及び加入金

(用途の適用基準)

第17条 条例第25条第3項の用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	家庭における日常生活の用に供するもの 1 会社、工場、寮、娯楽場、食料品店、旅館、料理店、飲食店、事務所、倉庫、その他の店舗で営業を目的とするもの 2 他の用途に該当しないもの
湯屋用	大阪府浴場経営許可基準（平成17年11月1日施行）における一般公衆浴場の許可基準を満たす浴場（大阪府浴場経営許可基準施行前に公衆浴場法の適用を受けていた公衆浴場及び旅館業法の適用を受けていた宿泊施設の浴場を含む。）の用に供するもの
植木用及び工事仮設用	営業の用に供するもののほか企業長が必要と認めるもの

（料金算定の端数処理）

第18条 条例第28条の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次の計量に繰り越すものとする。

2 条例第28条第1項の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月分の端数を切り上げるものとする。

（使用水量の認定基準）

第19条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次の各号に掲げる使用実績のいずれかを基礎として行う。

(1) 当月の使用実績及び前5か月の使用実績

(2) 前年同期間の使用実績

（資料提出の請求）

第20条 条例第25条第3項の用途の適用、条例第29条の規定による使用水量の認定等について企業長が必要と認めるときは、給水装置の使用者（以下「使用者」という。）に資料の提出を求めることがある。

（料金の徴収方法）

第21条 条例第33条の規定による料金の徴収は、納入通知書に基づく払込み又は口座振替の方法による。ただし、企業長が特に必要と認めるときは、その他の方法によるものとする。

（概算料金）

第22条 条例第34条の概算料金の額は70,000円とする。ただし、企業長が必要と認めるときはこの限りでない。

（宅地造成業者等から徴収する加入金）

第23条 宅地造成業者等から徴収する加入金については、承認した建築

予定戸数についてメーター口径別の加入金の合計額を徴収するものとする。

2 宅地造成業者等は、当初計画した建築予定戸数又は口径に変動があったときは速やかに企業長に届け出るとともに不足する加入金を遅滞なく納付しなければならない。

3 宅地造成業者等の建設する分譲住宅に係る加入金については、事前協議により給水の承認をしたときに納付させることがある。

(料金の減免)

第24条 料金について、条例第44条の特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 地下漏水その他発見が困難であると企業長が認めた漏水で、当該漏水箇所を修繕した事実が証明されたとき。

(2) 公共の消防活動の一端として使用したもので、消防署長の証明その他使用した事実が確認されたとき。

(3) その他企業長が特に必要があると認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、料金の減免に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(加入金の減免)

第25条 加入金について、条例第44条の特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 専用給水装置で給水を受けていた者が移転のため専用給水装置を廃止し、太子水道事業の給水区域内の移転先に専用給水装置の設置申込みをするとき。

(2) その他企業長が必要と認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、加入金の減免に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第26条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったとき

は、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(太子町との水道事業の統合に伴う経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に、太子町上水道事業給水条例施行規程を廃止する規程（平成29年太子町水道事業管理規程第15号）の規定による廃止前の太子町上水道事業給水条例施行規程（平成10年太子町水道事業所規程第2号）その他の水道事業に関する規程（以下「町規程等」という。）の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。
- 3 町規程等の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

別記様式（第3条第1項関係）

給水装置工事申込書 大阪広域水道企業団企業長 様		受付番号	※	
		申込日	年 月 日	
		種別	新設・改造・撤去	
		用途	仮設・一般・(用)	
		建築確認	有 ・ 無	
大阪広域水道企業団水道事業給水条例第10条第1項の規定により給水装置工事を下記のとおり申し込みます。 1 給水装置の使用に当たっては、大阪広域水道企業団水道事業給水条例及びこれに係る規程等を遵守し、異動が生じたときは速やかに届出を行います。 2 太子水道事業指定給水装置工事事業者に対して、給水装置工事の申込手続及び施行並びに納付金に係る事務等を委任します。				
申請地	太子町			
申込者	フリガナ	印	電話	()
	フリガナ	印	電話	()
指定給水装置工事事業者		給水装置工事主任技術者		
指定番号		免状番号		
住所氏名	印	住所氏名	印	
電話	()	電話	()	
お客様番号	※ - -	水栓番号	※	メーター口径及び番号
				※ mm
承認日	※	年	月	日
				承認連絡日
	※	年	月	日
				竣工日
	※	年	月	日
道路等占用	※ 許可日 年 月 日 ・ 許可番号 第 号			
土地通過（使用）承諾書 申請者に対し、私が所有する土地に給水管を埋設・使用することを承諾します。 土地所有者 住所 氏名 印		誓約書 本申込書における給水装置については、下記の理由から水圧不足や出水不良等の可能性を認識しており、使用に支障が生じた際は全て当方にて処理解決いたします。 申込者 氏名 印		
給水管分岐承諾書 申請者に対し、私が所有する給水管から分岐使用することを承諾します。 給水管所有者 住所 氏名 印 水栓番号 ()		(理由)		

